

自立準備ホームについて

長崎保護観察所

緊急的住居確保・自立支援対策

自立準備ホームとは

平成23年4月から「緊急的住居確保・自立支援対策」として、更生保護施設以外の宿泊場所を管理する事業者等に対し、刑務所出所者等の保護を委託する制度が開始されました。

保護観察所が民間事業者等に対し、行き場のない刑務所出所者等に対する宿泊場所の提供や自立のための生活指導、そして必要に応じて食事の提供を委託するものです。

事業者が提供する宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼んでいます。
事業者が自立準備ホームを運営するためには、保護観察所に登録する必要があります。

現在、長崎保護観察所で登録している自立準備ホームは、
10法人17か所です。

自立準備ホームの特徴

1. NPO法人、社会福祉法人などが、それぞれの特徴を生かして自立に向けた生活指導などを行うもので、施設や居室もさまざまな形があります。
2. 施設の規則(門限、禁酒、掃除当番など)に従って生活し、仕事や貯金をして自立を目指してもらいます。職員の指導や助言を受けながら、自立に向けた準備を進めます。
3. 自立に向けた日々の生活指導のほか、全体集会やいろいろな講習が行われる施設もあります。例えば、飲酒による害や薬物を使用することによる害に関する教育や社会適応のための訓練など、安定した社会生活を送る上で必要な知識や能力を身に付けてもらうものです。

自立準備ホームの登録先として 社会福祉法人等が求められる理由

【高齢者・障害のある者等への支援の重要性】

- ・出所後2年以内再入率は全年代の中で高齢者が最も高い
- ・出所後5年以内に再入所した高齢者のうち、出所後6か月未満という極めて短期間で再入所した者が約4割
- ・知的障害のある受刑者も再犯までの期間が全般的に短い傾向

社会の中で更生するためには、
高齢・障害に関する専門的知識に基づいた福祉サービス等の支援が必要です。

緊急的住居確保・自立支援対策(自立準備ホーム)の概要

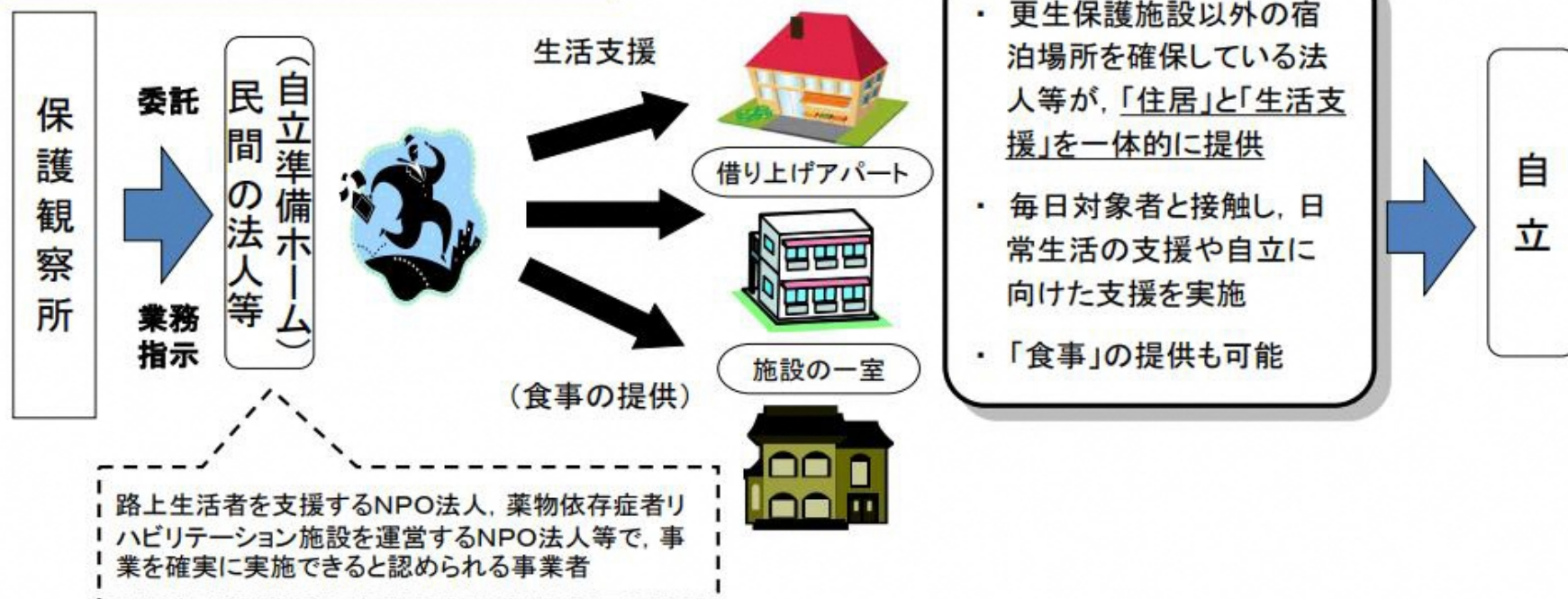
更生保護施設

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



新たな仕組みが必要

緊急的住居確保・自立支援対策



簡 易 版

自立準備ホーム 運営の手引き



法務省保護局



受託事業者の要件と登録手続

1 受託事業者の要件

受託事業者とは、保護観察所から委託を受けて、刑務所出所者等に対して宿泊場所（**自立準備ホーム**）や食事を提供し、自立のための支援をする事業者のことを言います。

受託事業者となるためには、次の要件を満たすことが必要です。

- 原則として法人格を有していること
- 暴力団等反社会性のある団体又は個人との関係がないこと
- 経営の安定性を確保していること
- これまでに、刑務所出所者等の保護に関連のある事業について、国や地方公共団体から委託を受けた実績があるなど、委託事業を確実に実施できる体制であること
- 宿泊事業及び社会福祉事業等を営む中で、過去5年間に関係法令の違反がなく、かつ、事業運営について社会的信望を有すること
- 保護観察及び更生緊急保護の意義及び内容について十分理解していること
- 個人情報情報を適切に管理することができる体制であること

「刑務所出所者等」とは

保護観察所から委託される「刑務所出所者等」とは、次の①又は②の人を指します。

①保護観察を受けている人

- ・家庭裁判所で保護観察に付された少年
- ・少年院からの仮退院を許された少年
- ・刑事施設からの仮釈放を許された人
- ・裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人

②更生緊急保護の対象となる人

- ・刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人のうち、援助や保護が必要と認められた人で、更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人
(例：刑事施設から満期出所した人、罰金刑を受けた人、など)

2 受託事業者となるための登録手続

受託事業者となるためには、登録手続が必要です。また、一度登録を行った後も、各年度の開始に際し登録の更新を行う必要があります。

登録と登録の更新の手続は以下のとおりです。

1 登録希望書の提出

登録を希望する事業者は、「緊急的住居確保・自立支援対策実施要領」（以下「実施要領」という。）別紙様式例1の登録希望書に必要事項を記載し、**保護観察所**へ提出します。登録希望書の提出先は、事業者が所有する宿泊場所（**自立準備ホーム**）がある地域を管轄している保護観察所です。複数の自立準備ホームを登録する場合は、それぞれの地域を管轄する保護観察所に登録希望書を提出してください。

2 保護観察所による確認

保護観察所は、登録を希望する事業者が受託事業者としての要件を満たすかどうかを確認します。事業者が要件を満たしており、かつ、地域の事情等を総合的に勘案して、当該事業者を登録することが必要と判断されると、登録がなされます。保護観察所が事業者を登録することとした場合には、事業者に対して、文書により連絡があります。



保護観察所からの委託は、保護を必要としている刑務所出所者等で、その事業者に宿泊場所の提供等を委託することが適当と判断される者がいる場合に行われます。受託事業者となるための登録を行っても、適当な者がいない場合には委託はされません。

3 登録の更新と抹消

各年度の開始に際し、保護観察所の長は、登録されている各種情報の内容を確認した上で、登録の更新を行います。

保護観察所の長が、登録事業者としてふさわしくないと判断した場合や、登録事業者が更新を希望しない場合には、登録の更新は行われません。

また、事業者が受託事業者としての要件を満たさなくなったと認める場合、事業者が登録の抹消を申し出た場合、自立準備ホームの改築や施設内の事故などにより、当分の間、委託をすることができないと認める場合には、登録が抹消されます。

登録の更新が行われる場合、行われない場合、また登録が抹消される場合のいずれにおいても、事業者に対して文書で連絡がなされます。

**注
意
！**

委託事業を実施できなくなったときや、登録の要件を満たさなくなった場合、登録内容に重大な変更が生じた場合等は、速やかに登録元の保護観察所に申し出てください。



1 委託を受けるまでの流れ

ある人の保護を自立準備ホームに委託することについては、保護観察所と自立準備ホームを運営する事業者とが協議した上で、保護観察所が判断します。

① 刑事施設収容中の者を受け入れる場合

1 入所を検討する者に関する保護観察所からの情報提供



2 受入れについて保護観察所との協議



3 受入れについての可否の回答（可の場合、以下に進む）



4 保護観察所からの「調整対象者連絡書」の送付



5 「仮釈放により釈放することが適当と認められる日」に関する保護観察所からの連絡



6 「仮釈放を許す旨の決定」に関する保護観察所からの連絡



本人が仮釈放され、委託開始

- 1 自立準備ホームの入所を希望している刑事施設収容中の者（以下「調整対象者」という。）についての情報が、保護観察所が必要と認める範囲で、保護観察所から事業者に対して、口頭で提供されます。
- 2 事業者は、提供された情報を基に、その者が受入れ可能かどうか保護観察所と協議をします。
- 3 事業者は、調整対象者の受入れ可否について検討した結果を、保護観察所に回答します。
- 4 受入れが可能という回答をした場合、保護観察所から、事業者に対して、調整対象者のより詳細な情報が記載された「調整対象者連絡書」が送付されます。

5 刑事施設の長から仮釈放の申出を受理した地方更生保護委員会は、仮釈放の審理を開始すると、調整対象者について、刑事施設の長から申出のあった「仮釈放により釈放することが適当と認められる日」（※審理中であり、実際に仮釈放となる日は異なる場合があります。）を保護観察所へ連絡します。保護観察所はその情報を事業者に連絡します。

このとき、事業者が複数の自立準備ホームを管理していて、どの自立準備ホームに受け入れるか決まっていない場合には、事業者は速やかに受け入れる自立準備ホームを確定する必要があります。

- 6 調整対象者について、仮釈放を許す旨の決定があった場合、通知を受けた保護観察所から事業者に対して、決定の際に決められた釈放の日についての連絡が行われます。

2 保護観察中の者又は更生緊急保護の対象となる者を受け入れる場合

1 入所を検討する者に関する保護観察所からの情報提供と受入れの協議

2 受入れについての可否の回答（可の場合、以下に進む）

委託開始

1 自立準備ホームへの入所を希望する保護観察対象者又は更生緊急保護対象者の情報が、保護観察所から事業者提供されます。刑事施設収容中の者の場合と異なり、保護観察対象者及び更生緊急保護対象者の場合、速やかに委託を開始する必要がある場合が多く、口頭で情報が提供されると同時に、受入れについての協議を行います。

2 受入れが可能という回答をした場合、本人が自立準備ホームに宿泊する日から委託が開始されます。委託の開始に当たり、保護観察対象者の場合は「補導援護・救護委託書」が、更生緊急保護対象者の場合は「更生緊急保護委託書」が保護観察所から送付されます。

2 委託を受ける措置

1 宿泊場所の供与（必ず委託）

- 宿泊する居室や宿泊に必要な設備を提供する

2 自立準備支援（必ず委託）

- 委託期間中、被保護者の宿泊場所において、被保護者と毎日接触し、その生活状況を確認する
- 自立更生のために適切な支援等を行う

3 食事の給与（保護観察所の長が必要と認める場合に委託）

- 食事を提供する



3 保護観察所への報告

委託を受けた事業者は、委託事業の実施状況について、保護観察所に報告する必要があります。

1 定期報告

委託事業の毎月の実施状況等について、被保護者ごとに、実施要領別紙様式例6「委託措置実施報告書」及び別紙様式例7「訪問等確認シート」により報告してください。

これらの報告書は、翌月5日までに提出してください。

また、委託が終了したときにも、これらの報告書を提出してください。

2 委託事業の実施に支障を及ぼす事情が生じたとき等の報告

次の事由が生じたときには、直ちに、電話などの方法により保護観察所に報告し、対応につき指示を受けてください。

- 被保護者が受託事業者の指示に従わず、又は無断で転居し、若しくは所在が不明であるため、委託事業を実施することができないとき
- 被保護者から、宿泊場所の供与又は自立準備支援を受ける意思がない旨の申出があったとき
- 被保護者が他に宿泊場所を確保し、委託事業を継続する必要がないと認めるとき
- 被保護者に犯罪又は非行に結び付くおそれのある行動を認めたとき
- 被保護者が、感染症にかかり、又はその他重い傷病を負い、その生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとき
- 被保護者が死亡したとき
- その他委託事業を実施することに支障を及ぼす事情が生じたと認めるとき

4 委託費の支弁

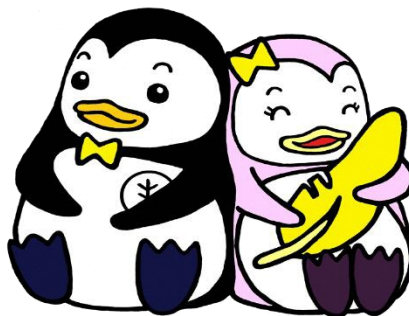
委託によって生ずる費用の支弁については、「更生保護委託費支弁基準」（平成20年法務省令第41号）に従って支弁されます。

具体的には、委託された措置を行った場合に、それぞれに対して決められた委託費が支払われます。

Point

委託された措置と委託費

- ・ 宿泊場所の供与 → 宿泊費
- ・ 自立準備支援 → 自立準備支援費
- ・ 食事の給与 → 食事給与費



詳細は、長崎保護観察所社会復帰対策班にお問い合わせください。

〒850-0033 長崎市万才町8-16長崎法務合同庁舎4階
TEL: 095-822-5175